

## 植民地期ジャワにおける土地利用の変遷

大 木 昌

### 問題の所在

この小論は、ジャワの農業史研究の一環として、植民地期における土地利用の変遷を、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけての耕地の拡大に焦点をあてて検討することを目的とする。現在のジャワは農業国としては世界でも類のないほど高い人口密度を擁し、土地は隅々まで耕されている、という印象を与える。しかし、ジャワの土地が今日のように集約的に利用されるようになったのは比較的最近のことである。一八一〇年代にイギリスがジャワを統治していた頃、ある程度恒常的に耕作されていた土地は、総面積の僅か八分の一（一二・五パーセント）にすぎなかった、と推定されていた。<sup>(1)</sup>この割合は

植民地期末には六〇パーセントにまで上昇したのである（後述参照）。

かかる大きな変化がいつごろから、如何なる要因によつて生じたかについては、これまで既に議論されてきた。例えばギアツ（Clifford Geertz）は、一九世紀後半に生じた人口増加、強制栽培制度及びそれ以後に行なわれた濫漑施設の拡充を、耕地拡大の主要因と見なしている。<sup>(2)</sup>ただしギアツが、強制栽培制度が終る頃（一八七〇年代？）にはジャワの農業は外延的拡大よりも集約化（インボルション）に向い始めた<sup>(3)</sup>と主張するの<sup>(3)</sup>にたいして、一九世紀末においても耕地の外延的拡大（特に畑作地の拡大）が人口増加をかなり吸収した、とする見解はある。<sup>(3)</sup>いずれにせよ、一九世紀後半の高水準の人口増加（年率

二パーセントと見積もられている)が耕地の拡大をもたらし、という点に関してこれまで異論はなく、これは研究者の間で共通認識となってきた。筆者もこの点に関するかぎり同感であるが、ジャワの農業史および経済史の観点からすると検討されるべき重要な問題も幾つか残されているように思う。

この小論では、差し当り以下の問題を論じたいと思う。まず、耕地の拡大が議論されるとき、従来は耕地面積の統計だけが取り上げられ、ジャワの土地利用全体のなかで住民の耕地が占める位置およびその変化はあまり問題にされてこなかった。しかし、土地は住民農業のためだけでなく、居住地、政府直営の農園、森林、ヨーロッパ農園企業用地その他さまざまな目的に使用された。しかも、これらの使用目的は相互に競合する側面をもっていたのである。この観点から、本稿はまず第一にさまざまな用途別の土地利用の変化をマクロ的視点から検討することを目的とする。

次に、人口増加によって耕地の拡大が生じたという議論はそれ自体問題はないが、一体いかなる過程で耕地が拡大され、なぜそれが可能であったのか、という点は従

来あまり問題にされてこなかった。ジャワでは一九世紀初頭から植民地権力による開墾規制が行なわれ、一八七〇年代の土地諸立法は住民の耕地拡大(開墾)を著しく制限する内容をもっていた。とりわけ一八七〇年の「国有地宣言」は、無主の土地は全て国有地に属すると規定し、従来<sup>1)</sup>の土地に対する住民と国家との権利関係に根本的な変化を与えた。「国有地宣言」の内容をここで詳しく論ずる余裕はないが、本稿のテーマである耕地拡大との関連で言えば、この宣言によって、特定個人の所有者がいらない森林・荒蕪地は、植民地政庁が自由に処分できる「自由なる国有地」とされたのである。従って、法的には住民が森林・荒蕪地を勝手に開墾することはできなくなった。そして、かかる「自由なる国有地」が「永租借」(erfpacht)地としてヨーロッパ農園企業に貸し与えられていったことは周知の事実である。<sup>2)</sup>

住民の耕地拡大にとって障害となったのは「国有地宣言」だけではない。一八七四年には「開墾条例」(Ontginningsoordnantie)が導入され、それまで合法・非法に行なわれていた森林の開墾(とりわけ焼畑耕作のための)が厳しく規制されるようになった。加えて、一九

世紀末からは水源や土壌の保護を目的とした森林保護政策が本格的に実施され、保護林が囲い込まれるようになった。以上の背景を考えると、一九世紀後半とは、住民の耕地拡大を制限する諸政策が最も集中的に導入された時期であったといえよう。それにもかかわらずこの時期は、耕地の拡大が最も急速に進んだ時期と考えられているのである。一体なぜそれが可能だったのだろうか。これが第二の問題である。以下に、まず、マクロ的に見た土地利用の変化から検討しよう。

(1) Thomas Stamford Raffles, *The History of Java*, 1817, reprinted, Kuala Lumpur, Oxford University Press, 1978, vol. 1, p. 71.

(2) Clifford Geertz, *Agricultural Involvement: The Processes of Ecological Change in Indonesia*. Berkeley, California University press, 1974 (6th printing), pp. 69—70.

(3) 例えば、内藤能房「一九世紀後半ジャワにおける人口と耕地—キアツのインボリネーション説との関連において」、『オイコノミカ』第18巻第2号（一九八一年九月）、三三—六一頁。なお、内藤氏は耕地と人口の統計を全て『植民地報告』(*Koloniale Verslag*)から取っており、右記の論文に示してあるので、本稿においても一九〇〇年まで

の『植民地報告』の統計については特に断わらない限りこの論文の統計を利用する。

(4) 「国有地宣言」を含む当時の土地諸立法については差し当へ、J. S. Furnival, *The Netherlands India*, Cambridge, Cambridge University Press, 1939, pp. 78—81を参照。

### 第一節 土地利用のマクロ的变化

ジャワにおける土地利用の変化をマクロ的に見ようとする場合、当然のことながら出発点となるべき時点の状況が問題となる。しかし、統計的に全体像が分かるような資料は、一八七〇年代初頭以前については得られなかった。断片的な記録から判断すると、本稿の冒頭で触れたように、一九世紀初頭のジャワでは、耕地が全体の八分の一程度であったから、残りの大部分はまだ森林や荒蕪地に覆われていたと考えられる。また、政庁が発表した統計によれば、強制栽培制度がピークに達した一八五〇の時点においてさえ、「王公領」<sup>(1)</sup>と「私領地」<sup>(2)</sup>を除く「政府直轄領」の人口密度は一平方キロメートル当り七〇人弱、耕地は約一八二万バウ (Bau, 1 Bau = 0.7 ha) 弱であり、これは直轄領総面積の一パーセント強に相当

する。<sup>(3)</sup>この数値は一八一〇年代より低い<sup>(4)</sup>が、この場合の「耕地」とは恐らく、地租の対象となっていた水田と常畑だけであろう。従って、焼畑や不定期に使用された畑、さらに強制栽培制度に使用された土地などは「耕地」に含まれていない可能性が大きい。当時はまだ焼畑が広範に行なわれていた、と考えられる<sup>(5)</sup>し、強制栽培制度のために森林を切り開いて造成したコーヒー園などはかなりの面積に及んでいたと思われるので、上記の数値をもって耕地の比率や耕作状況を即断することはできない。いずれにせよ、当時はまだ住民の人口密度も全体としては低く、耕地を拡大する余地は十分あったことは確かである。

さて、強制栽培制度がほぼ終焉を向えた一八七〇年頃ほどのような状態にあったのだろうか。第1表は、一八七四年当時の土地利用状況を示したものであるが、表の説明に入る前に若干の点を補足説明しておきたい。本稿で示される以下の表も同様であるが、土地利用に関する統計は非常に不完全であるため、統計数値が必ずしも実態を正確に表わすわけではない。とりわけ森林面積は、測量の困難さもあり、二〇世紀以前には過小評価される

傾向があり、二〇世紀以降は既に開墾されて消失している分も報告の遅れなどから統計に表われないために過大評価される傾向があった。また、統計が対象とするジャワの総面積も統計によって異なる。本稿では「政府直轄領」を対象とするが、この場合、行政区の変更、「私領地」の政庁による買上げなどにより総面積は時代によって変化する。本稿では面積の絶対的数値よりも、それぞれの用途項目の大雑把な割合を重視したい。次に、第1表の用途項目のうち、「耕地」とは住民が耕作する耕地を、「チーク林」は政府が直接管理する森林を、「雑木林」とはチーク林以外の森林を指す<sup>(6)</sup>。最後に、この表では政府直轄のコーヒー園を含めても森林の占める割合が著しく低く見積もられている可能性がある。森林の破壊が一層進んだ一八九八年においても四〇〇万バウ近くの森林があったことから考えて、ここで示された森林面積は測量が完了した面積だけであると思われる。上記以外の森林は「その他」の項目に入っているとみなされる。これらの前提を置いたうえで、再び第1表に戻ってみよう。

表の作成者であるスースト (G. H. van Soest) によ

(127) 植民地期ジャワにおける土地利用の変遷

第1表 ジャワの土地利用 (1874年) ※

単位 100 万バウ 1バウ=0.7ヘクタール

用途	面積	%
1 毎年耕作されている土地	2.0	13.3
2 不定期耕作地	0.5	3.3
3 チーク林、雑木林、政府直営のコーヒー園	2.5	16.7
4 その他	10.0	66.7
5 計	15.0	100.00

出典 G. H. van Soest. "Een nieuw bezwaar tegen ontginningen op Java," *Tijdschrift voor Nederlandsch Indië (TNJ)*, 1874(1), blz. 280 より作成。

※ 王侯領、私領地は除く。なお、原資料には明記されていないが、通常行政区としての「ジャワ」にはマドウラ島も含まれているので、この統計にもマドウラ島の面積が含まれていると考えられる。以下の表も同じ。

注 1『植民地報告』によれば1870年に耕地面積は既に290万バウを越えていたから、Soestの数値は明らかに低すぎる。

れば、「その他」一〇〇〇万バウのうち四分の一に相当する二五〇万バウは開墾の対象にならない土地（市街地、居住地、道路、高地など）であるが、残り七五〇万バウ（総面積の半分）は開墾を待つ潜在的可耕地である、と述べている。<sup>(7)</sup>この中には、測量されていない森林の他に、荒蕪地、湿地、強制栽培制度期に造成された後に放棄されたコーヒー園なども含まれているものと思われる。

第1表で見える限り、一八七〇年代初頭においても、定期的耕作地と不定期耕作地の合計が一七パーセント弱であった。この数値だけから判断すると、耕地面積は一九世紀初頭とあまり変わっていないことになる。実際には耕地面積はかなり過小評価されており、『植民地報告』の統計を参考にし、一八七四年の耕地面積を三〇〇万バウとしても、<sup>(8)</sup>耕地面積は総面積の二〇パーセントにすぎない。さらに、潜在的可耕地の面積を考慮すれば、当時もまだジャワ全体としては土地が十分あったといえよう。

ところで上記の状況は、興味深い幾つかの点を明らかにしている。まず、一八五〇年から、第1表が作成された翌年の一八七五年までの二五年間にジャワの人口は八〇〇万人から一、六〇〇万人へ、人口密度も一平方キロメートル当り七〇人から一四〇人へと倍増しているのに対し、耕地面積は多く見積もっても六五パーセントしか増加していないのである。<sup>(9)</sup>我々は、当時のジャワでは既に耕地が逼迫していたかのごとき印象を抱きがちであるが、実際には開墾の余地はまだ十分にありながらも、可耕地全体と比べて開墾はそれほど進んでいなかったのだ

第2表 ジャワの土地利用 (1905年) ※  
単位 100万バウ

用 途	面積	%
1 耕地 (1)	4.7 (5.5)	29.9 (35.0)
2 森林, 政府の直営農園	4.5	28.7
3 永租借地, その他の租借地	0.766 (1.0)	4.9 (6.4)
4 その他	5.734 (4.7)	36.5 (29.9)
5 計	15.7	100.00

出典 S. P. Ham, "De grond-en boschpolitieke op Java," *Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur*, vol. 35 (1908), blz. 204—205 より作成。

※ 王侯領, 私領地は除く。

(1) 1, 3, 4 欄の下段のカッコ内に示された数字は Ham によって修正されたもの。

ある。かかる状況は当然のことながら食料不足を引き起こしていた。ジャワ・マドゥラの米の輸出入統計を見ると、この地域は一八七四年に初めて輸入超過に転じている<sup>(10)</sup>。人口密度、土地／人口比率、潜在的可耕地の有無に大きな地域差があったことは言うまでもないが、一八七四年頃のジャワは全体として、高まりつつある人口圧力の下で大規模な耕地の拡大が始まる前夜にあったと言え

よう。

ジャワで耕地の拡大が急速に進み、土地が逼迫し始めたのは一八七四年以降であったようである。第2表は、一九〇五年における土地利用の状況を、政庁発表の公式数値と、ハム (S. P. Ham) によって修正された数値で示したものである。当時もまだ森林面積については完全に信頼すべき統計は作成されておらず、耕地についても地租の対象となっていた耕地面積しか発表されていなかった。ハムによれば、西ジャワのブリアンガン (Priangan) 地方、特に山地においては、地租対象の耕地面積と実際の耕地面積との間には大きな差異があり、水田の場合で数十パーセント、常畑 (tegal) の場合で数倍も実際の耕地面積のほうが大きかったようである。さらに彼は、不定期耕作地の面積に至っては、政庁の統計はほとんど信用できない、と述べている。こうした理由から彼は公式統計に修正を加えて推定値を示したのである。なお、第1表と第2表では総面積に若干の違いがある。この理由は明らかではないが、私領地の面積に変化があった可能性はある。以上を念頭に置いて、第1表と比較対照しつつ第2表を見てみよう。

第一に注目すべき点は耕地の大幅な増加である。第1表の一八七四年から一九〇五年までの約三〇年間に、政庁統計に示された耕地面積は一・八八倍に増加している。これは、一九世紀最後の四半世紀から二〇世紀初頭にかけてかなり激しい耕地の拡大が行なわれたことを示している。このため、総面積に占める耕地の割合も三〇パーセント近くまで上昇した。第二に、しかし、住民農業の耕地拡大を妨げる状況がはっきりと表われたことも見逃せない。一八七〇年は、いわゆる「自由主義政策」の始まりであり、この政策はヨーロッパ人資本家にもインドネシアでの自由な経済活動の機会を与えることを意味した。かかる政策に沿って政庁は、「国有地宣言」によって住民の慣行的土地権の問題から開放され「自由なる国有地」をヨーロッパ農園企業に七五年間の長期的土地の貸与、即ち「永租借」を与えるようになったのである。第2表に示されるように、こうして与えられた土地は一九〇五年には一〇〇万バウに達していたのである。この年、政庁統計で耕地と租借地との比率は約六対一、ハムの推定値で五・五対一であったが、後に見るように租借地の割合は二〇世紀に入りますます増加していった。そ

の分、住民の耕地拡大の余地が削られたことは言うまでもない。

住民の耕地にせよ租借地にせよ、これらの拡大はいかなる土地を使用したのだろうか。第1表と第2表とを比べると、森林面積が大幅（二〇〇万バウ）に増加し、「その他」の面積が半分近く（五〇〇万バウ）に減少していることが分かる。森林面積の増加は、測量がより広範囲に行なわれたこと、一九世紀末から森林保護政策がより徹底して行なわれるようになったこと、<sup>(12)</sup> によると思われる。この増減の差約三〇〇万バウが「その他」の土地から住民農業の耕地およびヨーロッパ農園企業への永租借地として新たに転換されたものと推定できる。既に述べたように「その他」の項目に入る土地のうち二五〇万バウは耕地にはなりにくい土地であった。一九〇五年までに「その他」の面積は五〇〇万バウに減少していたから、この項目で耕地を拡大する余地は二五〇万バウ残されただけであった。ただし、後に見るように農民は合法・非合法に森林を開墾していくので、必ずしもこの二五〇万バウが潜在的可耕地の全てではない。

さて、上にみた耕地の拡大はジャワの人口増加といか

第3表 ジャワの土地利用 (1930年) ※  
面積100万バウ

用途	面積	%
(1)		
1 耕地	9.9	57.1
2 森林	3.6	20.6
3 永租借地	1.7	9.7
4 その他	2.3	12.6
5 計	17.5	100.0

出典 W. Zwart, "De boschoppervlakte van Java en Madoera," *Koloniale Studiën*, 9 (1939), blz. 382-383.

※ 王侯領を除く。私領地は1920年代までに政庁によって買い取られた。従って総面積(5欄の計)は1905年より増えている

(1) 原資料はセンサス局と地理局発表の2つの統計を掲げているが、ここでは後者をもちいた。

八三倍に増加しただけであつたから、耕地の拡大は人口増加に追いつかなかつたが、この期間にはかなりの耕地拡大が行なわれたと言えよう。しかしその後では、統計とは逆に森林の荒廃という深刻な問題を引き起こして来た。これは、河川流量の不安定化及び減少、洪水の頻発、土壌の侵食など深刻な事態を生み出し、人工灌漑施設の拡充を不可避にした。こうして、ジャワ農業の生態

なる関係に  
あつたのだ  
ろうか。大  
雑把にみて、  
一八七四年  
から一九〇  
五年までに  
人口は一・  
八八倍に増  
加したのに  
対して耕地  
面積は一・  
五六の一・

環境は一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて激変してしたのである。要約すると、この間のジャワは、森林を食い潰して耕地の拡大をはかってきたと言えよう。<sup>(14)</sup>  
表2から二五年後の、一九三〇年における土地利用の状況を見てみよう(第3表)。原資料には王公領の他に州ごとの統計も記されているが、ここでは前の二つの表と整合性をもたせるために、王侯領を除くジャワ全体の数値を示してある。一九〇五年と比べると、一九三〇年の総面積の方が一八〇万バウほど多くなっている。かかる違いが生じたのは主として、一九二〇年代に政庁が私領地を買いあげたので、第1表と第2表では除外されていた私領地の分が第3表には含まれているからである。これを念頭に置いて第2表と比べると、第3表に表われた最も顕著な変化は、住民の耕地が二倍以上に拡大していることである。このため、総面積に占める耕地の割合も五七パーセント強にまで上昇した。次に、ヨーロッパ農園企業に貸与された永租借地が一〇〇万バウ近く増大したことも指摘されねばならない。これら二つのタイプの耕地を合計すると、一九〇五年から一九三〇年までの二五年間に耕地面積は実に六〇〇万バウも拡大したこと

になる。

以上のように大規模な耕地拡大の反面、森林面積は九〇万バウも減少し、総面積に占める割合は二九パーセント弱から二〇パーセント近くまで大幅に低下した。そして、「その他」の項目に入る土地面積は三〇〇万バウも減少し、残りは僅か二二〇万バウにまで落ちてゐる。既に述べたように、「その他」のうち二五〇万バウは耕地には転換できない土地と考えられていたのに、実際にはこの限界さえ越えて耕地の拡大が行なわれたことを示している。

ここで森林面積について付言しておく、第3表に示された森林面積とは全て、政庁が直接管理するチーク林と保護林として設定された雑木林を指す。筆者が引用した表には示されていないが、同一論文の他の箇所で一九三七年度末においても「非保護林」が五三万バウ弱あったと記されているので、一九三〇年においてもこの面積は五五万バウ程度はあったと思われる。これを考慮に入れても、一九三〇年における森林面積は総面積の二二パーセントであるから、大雑把に二〇パーセント強と考えると差し支えない。この割合がいかに少ないかは、森林の

危機が叫ばれている現在の日本でさえ国土の六七パーセントが森林である、という事実と比較すれば明らかである。恐らく、二〇パーセントという森林面積は、ジャワの生態環境を維持する最低限の割合であるとみなされたのであろう、その後の植民地期間にはこの森林面積の割合が維持された。土地利用の構造は一九三〇年以後も少しづつ変化したが、一九三八年の統計では一九三〇年当時の土地利用状況とあまり大きく変化していない。ただし、三〇年代の世界的経済不況を反映して、永租借地が若干減少し、その分住民の耕地の割合（六〇パーセント）と森林面積のそれ（二三パーセント）が増えた。<sup>(15)</sup> これらの事実から、ジャワの土地利用は一九三〇年頃に、その基本的構造がほぼ固定したと考えることができよう。そして、耕地拡大の可能性は農園企業の永租借地と政庁管理の森林がどれだけ住民に開放されるかにかかっていた。

以上みてきたように、ジャワの耕地は一九世紀初頭から植民地期末まで一貫して拡大されてきた。本稿で扱った統計から判断すると、耕地の拡大が最も急激におこなわれたのは一八七五年から二〇世紀初頭にかけての最後

の四半世紀であった。植民地期における耕地の拡大過程の全てをこの小論で扱うことはできないので、次の第二節では右記の期間について、特に「開墾条例」に焦点をあてて、ジャワ農民がどのようにして耕地の拡大をはかってきたかを検討しよう。

- (1) 「王公領」とは、スラカルタとジョクジャカルタの二つのマタラム王家に属する領土で、植民地政庁の間接統治の下に置かれていた。その面積は計一三〇万バウほどであった。
- (2) 「私領地」とは、オランダ東インド会社時代およびイギリス統治時代に、特定個人や法人に、徴税権付きで売却された土地である。この土地も間接統治下にあった。
- (3) 内藤、前掲論文、五八頁、第16表より計算。
- (4) ジャワにおける焼畑耕作については、拙稿「16世紀中・東部ジャワにおける焼畑耕作」、『マニラ経済』第28巻7号、一九八七年七月、二—二二頁を参照されたい。
- (5) 森林をチーク林と雑木林に分けることは一八六五年の森林条例によって定められた。
- (6) S. P. Ham, "De Gronden Boshpolitiek op Java," *Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur* (以下 T. B. B. と略記する) 35 (1908), blz. 172.
- (7) S. P. van Soest, "Een Nieuw Bezwaar tegen Ontginningen op Java," *Tijdschrift voor Nederlandsch*

*Indie* (以下 T. N. I. と略記する) 1874 (1), blz. 280.

- (8) 『植民地報告』の統計によれば、この面積は一八七〇—七九年の期間、ほぼ三〇〇万バウである。

- (9) 内藤、前掲論文、五八頁、第16表。
- (10) W. M. F. Mansvelt and P. Creutzberg (eds.), *Changing Economy of Indonesia*, vol. 4 (Rice Price), The Hague, Martinus Nijhoff, 1978, p. 67.
- (11) Ham, "De Gronden—en Grondpolitiek op Java," *op. cit.*, blz. 202.
- (12) 森林保護区の設定は、一八七四年の「開墾条例」以後特に活発になり、保護区の周囲に杭が打ち込まれるようになった。この問題については差し当たり以下の文献を参照。Furnivall, *The Netherlands India*, *op. cit.*, pp. 179—180; J. F. Kools, *Hoema's, Hoemablokken en Boshesruers in de Residentie Bantén*, Wagenigen, H. Veenman & Zonen, 1935, blz. 40—41.
- (13) 一八七四年の耕地を二五〇万バウとすれば、この間の耕地の増加は一・八三倍で、三〇〇万バウとすれば一・五六倍となる。なお、一八七四年の耕地面積を三〇〇万バウ、一九〇五年のそれをハムの修正値である五五〇万バウとすれば、この間の増加倍率は一・八三倍となる。
- (14) これらの問題について筆者は別稿において詳しく論じておられるが、差し当たり次の文献を参照されたい。Ham, "De Gronden—en Boshpolitiek op Java," *op. cit.*,

blz. 109—273; J. W. H. Cordes, "Het Boschbegied op Java's Bergen en Zijn Belang voor de Irrigatie," *Indisch Gids* 10, i (1888), blz. 681—731; *idem*, 10, ii (1888), blz. 933—977.

(12) W. Zwart, "Boschoppervlakte van Java en Madoera," *Koloniale Studien*, 9 (1939), blz. 381.

(13) C. van de Koppel, "Eenige Statistische Gegeven over den Landbouw in Nederlandsch—Indië," C. J. J. van Hall and C. van de Koppel(eds), *De Landbouw in den Indischen Archipel*, Deel I, 's-Gravenhage, W. van Hoeve, 1946, blz. 363. ただし、この資料は王公領も含まれているので、正確な比較のためには王公領の分を差し引く必要がある。

## 第二節 開墾規制と耕地の拡大

ジャワにおける住民の移動を扱った論文のなかでラネフト(J. W. Meijer Rannett)は、一九一五年当時までのジャワの開墾史を要約して次のように述べている。即ち、ジャワで最も急速な耕地の拡大がおこなわれたのは一八五五年から一八八五年までの三〇年間で、この間に耕地面積は倍増(年率にして三パーセント)したが、特に一八七五年から一八八五年までの一〇年間で耕地拡大

のピークであった<sup>(1)</sup>。ジャワの耕地は一八八五年以後も拡大し続けたが、その増加率はやはり一九世紀最後の四半世紀であった。しかし本稿の冒頭で述べたように、この期間には同時に、農民の自由な開墾を妨げるさまざまな制約が植民地権力によって集中的に加えられた時期でもあった。とりわけ一八七〇年の「国有地宣言」、一八七四年の「開墾条例」、一九世紀末から強化された森林保護政策は農民の耕地拡大にとって大きな障害となる措置であった。なぜなら、これらの法的・政策的措置は主として森林や荒蕪地の使用、即ち農民の新規の開墾に、直接的な影響を及ぼす性格をもっていたからである。この小論でジャワの耕地拡大過程を全て扱うことはできないので、ここでは「開墾条例」を例に、政府の開墾規制にもかかわらず耕地の拡大ができた理由とその過程を検討するに留めたい。なお、ここで扱う耕地の拡大は主として山地地域を対象とするが、これは耕地の拡大が最も大規模に行なわれたのは、すでに開墾の進んだ平地よりも、森林・荒蕪地を多く有する山地および丘陵地域であったからである。

一八七四年に導入された開墾条例の要点は以下のごと

くであった。まず、開墾しようとする土地が「自由なる国有地」であった場合、開墾者は植民地当局から文書で許可を得なければならぬ。こうして開墾された耕地に対して政府は積極的に「世襲的個人所有権」(erelike individueel bezit 共同体的規制を受けない個人的所有権)を認める。ただし開墾が認められる条件として、(一)申請された土地は一定期間のうちに耕作されねばならない、(二)開墾後直ちに耐久性のある何らかの目印で開墾地を囲わなければならない、(三)表土が流出する恐れのある斜面を開墾する場合、土地は階段状に整地されねばならない、という三項目が義務づけられた。そして、もし無許可で開墾した場合には罰として一週間から四週間の無償労役が課されるものとされた。<sup>(2)</sup>階段状に整地すること(石垣や杭で棚田或は段々畑にすること)はそれだけ多くの労働投下を要する。政府は、農民が移動的な焼畑(Boggo)または不定期耕作を止めて、より集約的な水田ないしは常畑耕作を行なうようになることを期待していたのである。<sup>(3)</sup>しかし政府の意図に反して、条例は厳格に守られず、無許可の開墾が盛んに行なわれ続けたようである。一八七七年に出された「開墾条例」

の補足文書は冒頭で、「一八七四年の開墾条例は死文化した」と断定し、その状況を次のように述べている。二五四郡(Districts)のうち一六の郡では開墾の許可が全く与えられていないが、無許可の開墾が罰せられることなく行なわれている。こうした開墾が行なわれるのは主として山地地域であるが、それはほとんど焼畑のためである。焼畑も税法上は常畑に含められるべきであるが、これは事実上困難である。正規の手続を経て開墾された耕地に対して与えられる世襲的個人所有権について言えば、そのような登録は全く行なわれていなかったり、開墾の申請者が焼畑やそれに類した短期的耕作をした後、耕地を放棄してしまうことが分かっているので登録する意味がない、といった報告が各地域の植民地当局から寄せられていた。<sup>(4)</sup>

一八七四年の開墾条例が事実上死文化していたため、これはその後も修正を加えられ、一九〇四年には無許可の開墾に対する罰則は最高一〇〇ギルダーないしは三か月の懲役および作物の没収へと強化された。<sup>(5)</sup>しかし、政府による規制強化にもかかわらず無許可の開墾はそれほど減少した様子はない。それでは、これらの法的措置が

なぜ有効に働かなかつたのか、また、住民は法的規制の下でどのようにして耕地の拡大をしていったのかを、開墾条例の背景や住民農業の実態に即してもう少し詳しく見てみよう。

政庁は全ての開墾を制限しようとしていたわけではない。地租収入が増えることを考えれば、むしろ生態環境に重大な影響を与えない程度の荒蕪地や森林の開墾自体は政庁にとって望ましいことであつた。実際、二五四郡のうち一六群では開墾の許可を与えなかつたが、残り一三八群では許可を与えていたのである。政庁が警戒した問題の一つは、無許可の開墾が地租を逃れる点にあつた。しかし農民の観点からすると、正規の手続を経て開墾することは、その耕地が地租台帳に登録されて地租を徴収されることを意味した。従つて、これらと交換に世襲的個人所有権が認められても、短期的耕作のために開墾する場合など、地租負担だけが長期的に残ることになり、農民にとってこの正規の許可を得て開墾することにはあまり利益がない。

徴税の問題とは別に、政庁には、一方でヨーロッパ農園企業への永租借地を確保するために住民農業の無制限

の拡大を抑制する必要がある<sup>(6)</sup>、他方で森林の過度な破壊が表土の流出や洪水の発生をもたらすことに対する警戒心も強くあつた<sup>(7)</sup>。農民に対する不信感やヨーロッパ農園企業の利益のため、山地地域の多くの州長官はできるかぎり開墾の許可を制限し、もし与える場合でも、特別な好意により許可を与える、という態度をとる傾向があつた<sup>(9)</sup>。そして、かかる政庁の態度を知っていた農民は一層正規の手続をせず、無許可の開墾をしていたのである。

この悪循環が、開墾条例を無力化した重要な要因であつた。住民の古くからの慣行によれば、森林や荒蕪地を切り開いて耕地を拡大する際に、あえて上級権力の許可を得る必要はなかつた。植民地当局にも、古くからの慣習を直ちに止めさせることはできない、という見解があつた<sup>(10)</sup>。しかも、強制栽培制度期には山の斜面の森林を焼いてコーヒー園を造つてきたのであり、この方法は政庁から何の制限も受けなかつただけでなく強制さえされたのである<sup>(11)</sup>。この時期に森林の開墾が過度に行なわれているとの認識は政庁の側にもあつた。しかし、人口増加を考慮すれば「なすがままにまかせせる」よりほかに方法は無い、という見解が一般的であつた<sup>(12)</sup>。

強制栽培制度がジャワの大部分の地域で廃止され、「国有地宣言」や開墾条例が導入されても住民は以前と同様に遵守させて森林を開墾を続けた。政庁の命令を村民に遵守させるべき村長たちは、彼らの責任において徴収しなければならぬ地租額が増えること、明らかに村民にとって不利となることを恐れて無許可の開墾を黙認していた<sup>(13)</sup>。また、開墾申請に対して許可権をもち監視義務を負う郡長は、郡長の所在地から遠く離れた村落の開墾をいちいち検査することもなかった。村長たちは、政庁に耕地の拡大を報告することなく（従って地租の増加もなく）村民や村長自身の収入が増えることを期待して、むしろ積極的に違法な開墾を奨励さえしていたようである。こうして、まず強制栽培制度期に造成されたコーヒー園（特にブリアンガン、バスルアン、ブカロンガン、スマラン州のコーヒー園）が次々と付近の住民によって耕作されていった。政庁の公式見解によれば、政庁の命令によって開墾されたコーヒー園は強制栽培制度の廃止によって再び「自由なる国有地」に戻るものになっていった。しかし、既に開墾されてしまった土地について、政庁は所有権こそ認めようとはしなかったが、開墾者の耕

作権は認めざるを得なかった<sup>(14)</sup>。

コーヒー栽培跡地だけでなく、開墾条例に違反した開墾は広範囲に及んでいた。その一つの原因は、開墾の際に耕地を階段状に整地することを義務づけた開墾条例の規定であった。これは言うまでもなく斜面の森林を伐採した後、表土の流出を防ぐためであった。しかし農民の立場からすると、階段状の耕地を造るには余分な労働投下をしなければならず、そのためだけに一区画の耕地にたいして二〇日は必要であると見なされていた。政庁はこの労働はそれほど大きな負担であるとは考えていなかったが、住民は既に政庁に対する種々の夫役や村落に対する労働奉仕を義務付けられていたため、かかる付加的労働を嫌う傾向にあった。さらに、階段状の畑に整地することによって、少なくとも最初の年の収穫は、開墾したままの土地から得られる収穫よりも減少する、と農民は考えていた。これは恐らく、農民が古い時代から、森林を焼いた直後の灰を含んだ土を利用する焼畑的な農業を行ってきたことの名残であろう。いずれにせよ、農民の間には開墾条例の規定を無視する傾向があり、このような場合、正規の手続を経て開墾することは稀であっ

た。しかも、開墾を監視する人員、とりわけオランダ人行政官の数が著しく不足していたためこの傾向は一層強められた。<sup>(15)</sup>

開墾条例に違反した耕地の拡大がいかに激しかったかは、やや極端な例かもしれないが、東ジャワのクディリ州の事例に如実に表われている。この州のトレンガレック南部に広がる広大な丘陵地帯は、強制栽培制度期には豊かな森林に覆われ、そこに多数のコーヒー園が造成された。しかし、一九世紀末から無許可の開墾が続ぎ、二〇世紀初頭にはインド洋沿岸の一部を除いて、かつての森林はほとんど痕跡を留めないほど消滅してしまった。

ここでは昔からの慣習に従って、住民は自由に開墾し、耕地を拡大した。住民が正規の手続を経て開墾する場合でも、実際には申請した面積の数倍の面積を休閒作(wisselbouw)のために開墾していた。また、既に開墾してしまっただ後に申請書を出すことも珍しくなかったようである。政府の側も、一旦開墾してしまっただ耕地を返還させることはできず、違法な開墾を黙認せざるをえなかった。こうして、一九一〇年代の推計によれば、この地域の耕地の三分の二は違法な開墾の結果であった。こ

の地域でも、バスルアン州のテンゲル山地と同様に、政府によって設けられた森林保護区域の境界標識が住民によって壊され、保護林までも開墾されていったのである。<sup>(16)</sup>このような違法な開墾が現実起こってしまった背景には、違法であれ合法的であれ、耕地の拡大は租税収入を増加させ、食料不足から生ずるのである。社会不安を軽減させるであろう、という政府の期待が存在したのではないかと思われる。

ところで、傾斜地の開墾耕地が全て階段状の整地をしていなかったわけではない。今日ジャワの傾斜地にみられる棚田や常畑への転換も部分的には一九世紀後半以降の新規開墾地で行なわれた。ここではクドゥ州の事例を紹介しておく。一八七〇年代、クドゥ州の州長官は州内の耕地拡大に際して開墾条例を厳格に適用するよう住民に強く要請していた。当時この地方にはバグレン州南部から多数の人々が入植しつつあり、大規模な開墾が行なわれていた。州長官は開墾条例が導入されて二年後の一八七六年から、新規の開墾地だけでなく従来からあった畑地をも階段状に整地することを入植者と住民に強制した。しかし当初は、棚田や段々畑からの収穫は斜面をそ

のまま利用した通常の耕地の半分しか得られなかったうえ、稲の不作が続いた。これらの人々は、もし耕地を整備した結果地租があまりに重くなるならば耕地を政庁に返してしまふだろう、とオランダ人行政官が推測するほど地租の増加を恐れていたので、彼らは収量の減少というこの経験から政庁の官吏に強い不信任を抱くようになった。一方、同じくクドゥ州の山地地域トゥマングン地方から多くの人々がウォノソボの棚田や段々畑の実情を見学に来ていた。数年後トゥマングンにはウォノソボより立派な棚田や段々畑が広がったという<sup>(17)</sup>。これら二つの地域になぜこのような違いが生じたかは分からない。多数の入植者を受け入れていたウォノソボには、当時開墾可能な土地が豊富にあったはずである。かかる条件下では、政庁の強い圧力がなければ自発的に耕地を整備することはなかったであろう。トゥマングンの場合、開墾可能な土地の多くの部分がすでに開墾されており、集約農業への必要があったものと思われる。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、ジャワ全体では水田の増加率よりも畑地の増加率の方が数倍も高かった<sup>(18)</sup>。この畑地には、焼畑、不定期耕作、短期・長期休閑作、常畑などさまざま

な形態が含まれていたものと思われる。しかし二〇世紀以降、人口増加に伴って畑地は常畑化し、灌漑が可能な場所では水田化する傾向にあった。これらの過程については別稿で論じたいと思う。

- (1) J. W. Mijer Rannett, "Volksverplaatsing op Java," *T. B. B.* 49 (1915), blz. 80—81.
- (2) Kools, *Hoema's, op. cit.*, blz. 40—41; W. B. Bergsma, *Eindresumé van het bij Gouvernements besluit van 10 Juni 1807, No. 2 betoelen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera, Derde Gedeelte, Batavia, Landsdrukkerij, 1896*, blz. 155.
- (3) Kools, *Hoema's, op. cit.*, blz. 41.
- (4) Bijblad No. 3279. *Bijblad 1877*, blz. 66—74.
- (5) Kools, *Hoema's, op. cit.*, blz. 44, Note (2).
- (6) *Overzicht van de Uitkomsten der Gemeestelijke Onderzoek naar den Landbouw en daaruit gemakte Concluseringen*, 1st Deel, Tekst (Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, Va.), Batavia, H. M. van Dorp, 1908, blz. 232—233.
- 44 A. J. H. Eyken, *Het Boschwezen in Nederlandisch Indie*, 's—Gravenhage, Van der Beek's Boekhandel, 1909, blz. 14 以下は、一八七九年から一九〇六年の間

だけで五五万ヘクタールの永租借地が与えられた。

- (7) Eyken, *Het Boschwezen*, *op. cit.*, blz. 13—14.
- (8) *Overzicht van de Uitkomsten*, *op. cit.*, blz. 228.
- (9) Soeft, "Eeen Nieuw Bezwaar," *op. cit.*, blz. 279.
- (10) Ham, "Grond—en Boschpolitiek op Java," *op. cit.*, blz. 166.
- (11) H. W. Waaij, "Ontginning van Woeste Boschgronden tot Bouwland," *T. N. I.* 1852 i (1858), blz. 32.
- (12) Ham, "De Grond—en Boschpolitiek op Java," *op. cit.*, blz. 161.
- (13) J. J. Verwijk, "De Ontginningsordonnantie en Haar Toepassing," *T. B. B.* 2 (1889), blz. 213—214.
- (14) *Eindezamené Derde Deel*, *op. cit.*, blz. 156—157.
- (15) C. J. Hasselman, *Algemeen Overzicht van de Uitkomsten van het Weivaart=Onderzoeks gehouden op Java en Madoera in 1904—1905*, 's—Gravenhage, Martinus Nijhoff, 1914, blz. 43; Ham, "Grond—en Boschpolitiek op Java," *op. cit.*, blz. 168.
- (16) A. P. Altona, "Rapport nopens het Voorlopig Hydrologisch Onderzoek van het Brantagebied," *Tectona* 7 (1914), blz. 255, 335—337.
- (17) *Overzicht van de Uitkomsten*, *op. cit.*, blz. 228—230.
- (18) P. J. Veth, *Jawa: Geographisch, Ethnologisch, Historisch*, Vierde Deel, Haarlem, De Erven F. Bohn, 1907,

blz. 505によれば、一八八五年から一九〇〇年までにジャワ(マドゥラ、王公領、私領地を除く)の水田は一九・八パーセント増加しただけであったのに対して畑地は五八・七パーセント増加した。

### 結語

本稿で検討したごとく、ジャワの土地利用は一八七〇年代以降急速に変化した。この変化を端的に言えば、森林の減少と耕地の拡大であったと表現できる。一八七〇年代は、農業はもちろん、社会全体に大きな変化が生じた、ジャワ史における転換期であった。まず植民地政策の上ではそれまでの強制栽培制度、すなわち国家によるジャワ経済の独占、に代わって金納税制度と自由主義経済が導入された。またジャワ社会内部では、人口増加に起因する土地需要が増大していた。かかる状況を背景として、住民と農園企業による開墾が進んだのである。

しかし、ジャワの人口が増加したからといって住民が勝手に開墾できたわけではない。国有地宣言、森林保護政策、農園企業の用地確保、開墾条例など、政庁による住民の開墾規制要因も多数存在した。本稿では開墾条例

を例に、開墾規制要因の存在にもかかわらず住民が耕地を拡大し得た原因を、幾つかの事例から検討した。そして、開墾条例を厳格に遵守させるだけの監視体制、とくに要員が不備であったこと、本来は行政命令を住民に守らせるべき行政の末端部にいた村長が違法な開墾を秘匿していたこと、政庁としても耕地の拡大が租税収入の増大を期待する傾向があったこと、などがかかる原因として指摘された。

住民による開墾と農園企業の進展は二〇世紀に入って

も続き、一九三〇年までに森林面積は二〇パーセント強にまで減少してしまった。この変化はたんに土地利用の変化に留まらず、農業の生態環境に多大な影響を与えたはずである。本稿では詳しく論ずることはできなかった、森林の減少過程、森林保護政策と住民の開墾、森林の減少に伴う農業生態環境の変化などについては別稿で検討したいと思う。

(東南アジア史専攻)